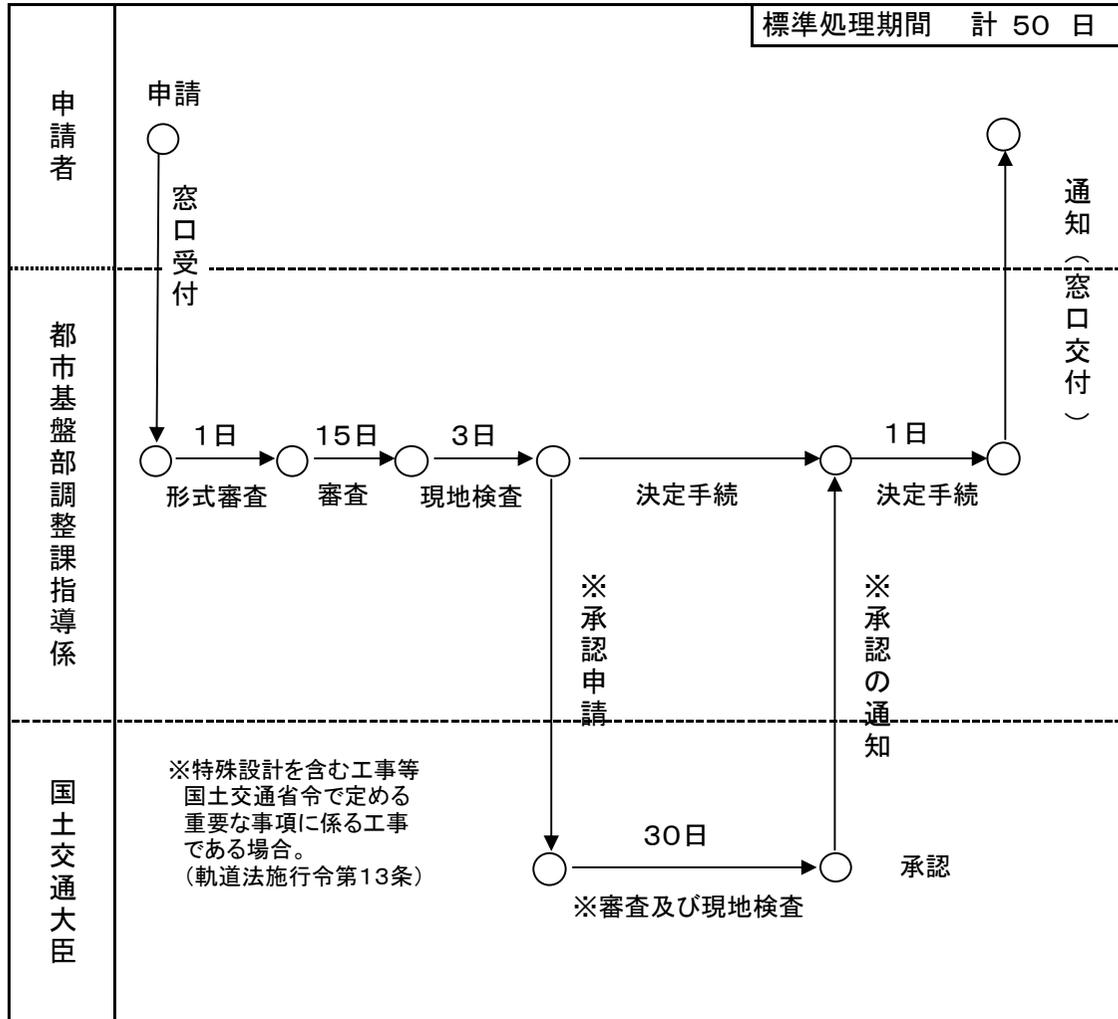


事務処理フロー図

事務名 軌道法／運輸開始の認可

作成部署 都市整備局都市基盤部調整課指導係 電話30-418

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類・図面がそろっているかどうかを審査します。
2	審査	申請内容が軌道法関係法令において適正かどうかを審査します。
3	現地検査	申請内容が軌道法関係法令において適正かどうか、運輸開始につき支障がないかどうか現況を見て検査します。
※4	承認申請手続	軌道法施行令第13条に該当する場合、国土交通大臣に認可の諾否について承認を申請します。
※5	審査及び現地検査 (国土交通大臣)	都の申請に基づき、運輸開始の諾否について承認すべきかどうか審査及び現地調査を行います。
6	決定手続	認可の諾否について調整課長が決定します。
7	通知	認可書を交付し、それをもって申請者に通知します。